

商品先物取引業者へのマイナンバー提示が義務付けられました！

マイナンバー

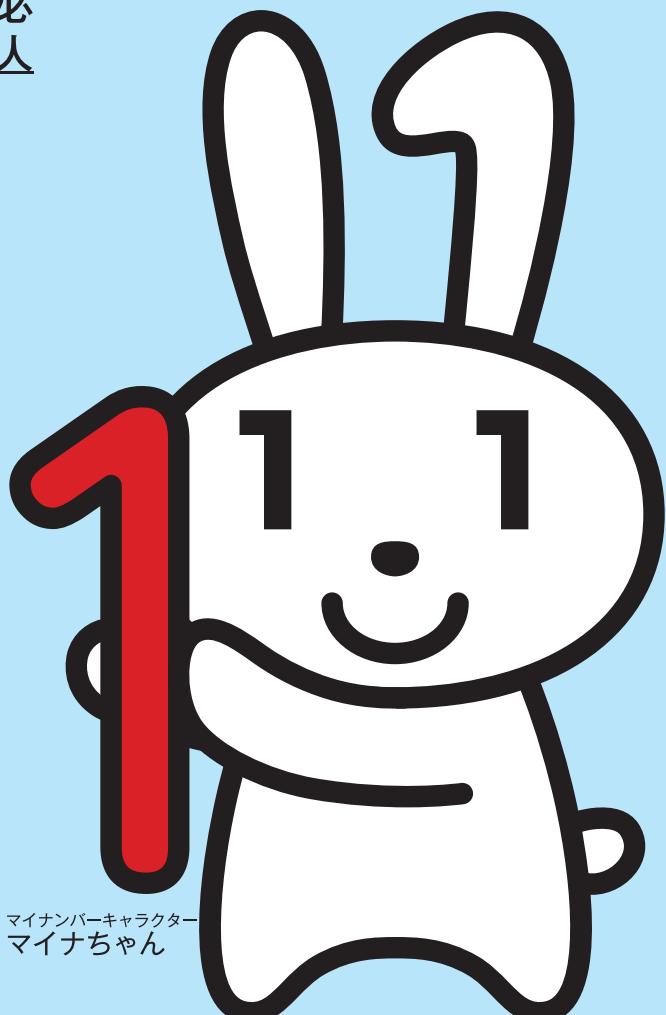
提示のお願い

投資家の
みなさまへ

平成28年1月より商品先物取引をされる個人のお客様はマイナンバー（個人番号）を商品先物取引業者に提示していただく必要があります。また、法人のお客様も法人番号のご提示が必要となります。

- » マイナンバーをご提示いただく場合には、本人確認書類の提示などの手続きが必要になります。
- » 商品先物取引業者は、平成28年1月以前からマイナンバーのご提示を受けることが認められています。
- » マイナンバーを悪用した詐欺行為にご注意ください。不審な電話などがありましたら、商品先物取引業者又は警察にご連絡ください。

マイナンバーとは住民登録をされている全ての個人の方に対して、市区町村から通知される12桁の番号です。
法人番号は、国税庁から通知される13桁の番号です。



マイナンバーの提示手続きなどについてはこちらまでお問い合わせください。

日本商品先物取引協会

日本商品先物振興協会

商品先物取引業者とお取引をされるお客様は マイナンバーの提示が必要です。



よくあるご質問

Q マイナンバーはいつ商品先物取引業者に提示しなければなりませんか？

A 平成 28 年 1 月 1 日以降に新たに商品先物取引業者とお取引をされるお客様は「契約締結時」にマイナンバーを商品先物取引業者に提示していただく必要があります。
また、平成 27 年 12 月 31 日以前からお取引をされているお客様もマイナンバーを提示していただく必要があります。法人のお客様には法人番号のご提示をお願いします。



Q マイナンバーを商品先物取引業者に提示するときは、どのような手続きが必要ですか？

A 商品先物取引業者の所定の用紙にマイナンバーを記入していただくとともに、以下の本人確認書類をご提示いただきます。

(1) 個人番号カードをお持ちの場合
個人番号カード

(2) 個人番号カードをお持ちでない場合
通知カード（又は個人番号が記載された住民票の写し）+ 運転免許証、パスポート等

* マイナンバーの提示手続きは商品先物取引業者によって異なることがあります。



Q 商品先物取引業者はマイナンバーを何に使用するのですか？

A お客様のマイナンバーは、お客様が行った商品デリバティブ取引に関して、所得税法に基づき商品先物取引業者が税務署に提出する支払調書に記載することに限って使いいたします。
* マイナンバーは法で定められた行政手続き以外に使用したり、他人に提供することは禁じられています。



Q 商品先物取引業者はマイナンバーをどのように管理するのですか？

A 商品先物取引業者は、お客様から提示を受けたマイナンバーについて厳格な管理体制を整備することが義務付けられています。例えば、マイナンバーの取扱担当者を限定する、あるいはマイナンバーのデータを管理する部署への入退室やシステムへのアクセスを制御するなどの管理措置を講じます。



Q マイナンバー制度についてわからないことがあったときは、どこに聞けばいいのですか？

A マイナンバー制度に関するご質問等は、マイナンバーコールセンターにお問い合わせください。
マイナンバーコールセンター 0570-20-0178



日本商品先物取引協会

日本商品先物振興協会